

# 大宜味村農業委員会だより (1月号)

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。

今月の各種申請締切は  
1月10日(木)です。

編集・発行：大宜味村農業委員会 TEL: 0980-44-3477 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地

11月総会の結果報告 第16期第14回農業委員会総会 開催11月26日(木)

番号	議案	申請地域	結果	内容
42	農地利用集積 計画の承認 (利用権貸借)	田嘉里 4件	可	賃貸借及び使用貸借権(農地中間管理)3件、 使用貸借(野菜類)1件
		喜如嘉 1件	可	使用貸借権(果樹類)1件
		白浜 2件	可	使用貸借権(農地中間管理)1件
43	3条許可申請	白浜 2件	可	賃貸借権の設定(野菜)1件及び 所有権の移転(果樹)1件
44	非農地証明	白浜 1件	可	20年以上不耕作等による非農地証明1件

総会の議事録は大宜味村のホームページで公開しています。

## 農業委員会会長から新年のあいさつ

### 新年明けましておめでとうございます。

新体制の農業委員会になって、早1年が過ぎました。  
今後も各機関と連携して、農地利用の最適化を中心に活動していきたいと思っております。  
本年も皆様のご協力よろしくおねがいします。

大宜味村農業委員会 会長 山内 典貴



## 農業委員会新体制後1年経過

平成28年に法律が改正され、平成29年10月に大宜味村農業委員会も新体制になり1年が過ぎました。ここで改めて農業委員会の新体制の概要と業務内容についてご説明をします。

### ○体制について

法律の改正によって、農業委員会には「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」が設置されることになりました。農業委員は市町村長が任命し、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することになっています。身分は両者とも特別職の地方公務員となっており、その業務内容は次のとおりです。

#### ・農業委員

農地の貸借・売買などの許可についての審議を行う総会に出席し、審議・判断を行います。必要に応じ現地調査を行います。農地利用最適化推進指針を作成します。

#### ・農地利用最適化推進委員

担い手の農家へ農地集約ができるように地域で活動を行います。そのために担当地域の農地の現状を把握し、中間管理事業と連携し、担い手農家が利用できるようにあつせんを行います。(本村においては、総会に参加し農業委員と共に審議も行います。)

### ○業務内容について

これまでの法律上の業務は総会による農地の許可に関する審議のみでしたが、新体制において追加された業務は「農地利用の最適化の推進」になります。

※新しい体制になりましたが毎年行う農地利用状況調査(農地パトロール)は両委員で行い、遊休農地や違反転用の発見や利用意向の調査等を行います。

## Q&A Vol. 4

Q1: 農業委員は農家ではないと  
なれないのでしょうか?

Q2: 農業委員の任期は何年です  
か? また次回はいつ募集し  
ますか?

A1: 農業委員及び農地利用最適化推進委員は農家でなくても  
立候補又は推薦をしてもらうことは可能です。ただし農業  
に対し知識を有し、地域に貢献するという強い気持ちが必要  
です。

A2: 農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期は3年です。  
今期の任期は2020年9月までです。よって次期の応募は  
2020年4月から5月にかけて行われる予定です。

## 研修会報告（国頭・東・大宜味3村合同研修会）

平成30年12月3日、私は農業委員として初めて国頭村、大宜味村、東村の3村合同研修会に参加しました。

研修内容は、農業委員会制度及び実務、相続未登記農地、非農地判断等についてでした。特に非農地判断についてはこれからの活動にとっても役立つもので参考になりました。

研修会終了後は、親睦を深めるためのパークゴルフが行われ、隣村の方々と話しながらコースをまわり、とても有意義な時間を過ごす事が出来ました。



（報告：松本政隆 農業委員）

## 農地相談会の案内（産業まつり内）

平成31年1月19日・20日（土・日）に開催される大宜味村産業まつり期間中、旧大宜味小学校体育館において農地相談所を設置し、次のような内容について相談をお受けします。

- ・農地の利用意向調査の書類への対応
- ・自身の農地所在把握
- ・農地の貸し借り



なお、併せて農業者年金について、個人ごとの保険料と受給額の試算等についての説明も行いますので、興味のある方（特に若い農業者）は、気軽にお越し下さい。

## イノシシ侵入防止柵（ワイヤーメッシュ）要望調査について 産業振興課

大宜味村鳥獣被害防止対策協議会では、平成31年度も引き続きイノシシ侵入防止柵の設置事業を行いません。要望がある方は、**下記の内容をご理解頂き**産業振興課へ申請して下さい。

本事業の目的は、侵入防止柵を農地の周囲に設置することで、イノシシが農地内へ侵入することを防ぎ、農作物を被害から守ることにより、生産者の所得向上を実現することです。

設置の要望受付は産業振興課で行ない、前記協議会で設置の可否を判断し選定を行いません。設置の割当を受けた方は協議会と「**設置及び管理委託契約**」を締結して頂きます。

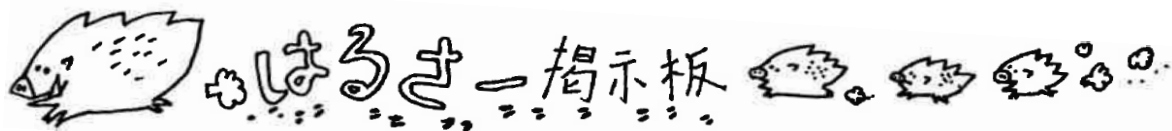
その後協議会でまとめて資材を購入し、割当者には設置及び管理を契約の内容に基づき**適切に実施**して頂きます。

イノシシ侵入防止柵の資材は**当協議会の所有**であり、割当者の所有物ではないため、**転売や別の用途への利用、切断等の加工を無断ですることは出来ません**。

管理期間は**8年間**となっており、その期間内は柵内での適切な営農及び柵の管理を行なって頂きます。※管理期間終了後も、適切な管理が認められた場合は引き続き使用可能。

この事業は国の交付金で実施されています。侵入防止柵は上記の通り**目的に沿った活用**をお願いいたします。

お問い合わせ 産業振興課 鳥獣被害担当 比嘉一詞 ☎ 0980-44-3232



### 農地情報

#### 売りたい(売農地 002)

地域 喜如嘉  
面積 3,136 坪(10,350 m<sup>2</sup>)  
樹園地 シークワサー

さらに 76 坪(251 m<sup>2</sup>) の宅地と  
シークワサーの木  
120~150 本 付き!!!!

☆以前掲載した土地、トラクター等の情報もあります。  
興味のある方は、お問い合わせ下さい。

※情報は提供のみです。価格等の条件については  
当事者間で責任を持って行って下さい。

※個人情報は掲載しません。売買や賃借希望の方は、  
お問い合わせをお願いします。



お問い合わせ  
大宜味村農業委員会 ☎ 0980-44-3477